

京都府保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、認可外保育施設の認可保育所等への移行に係る費用の補助等による保育の受け皿の確保や保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、補助金の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 保育体制強化事業（「保育人材確保事業の実施について」（平成30年※月※日雇児発※第※号）の別添7に定める「保育体制強化事業実施要綱」により、市町村が行う事業をいう。）
- (2) 保育補助者雇上強化事業（「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」により、市町村が行う事業をいう。）
- (3) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号）の別添3に定める「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業をいう。）
- (4) 認可化移行調査費等支援事業（「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添4に定める「認可化移行調査費等支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業をいう。）
- (5) 認可化移行移転費等支援事業（「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添5に定める「認可化移行移転費等支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業をいう。）
- (6) 民有地マッチング事業（「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添6に定める「民有地マッチング事業実施要綱」により、市町村が行う事業をいう。）
- (7) 医療的ケア児保育支援モデル事業（「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第4号）の別添3に定める「医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱」により行われる市町村（京都市を除く。）が実施する事業をいう。）
- (8) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業（「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」（平成29年4月28日雇児発0428第4号）の別添3に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により市町村（京都市を除く。）が行う事業又は市町村が実施主体と認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業をいう。）
- (9) 保育環境改善等事業（「認可保育所等設置支援事業の実施について」の別添7に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村（京都市を除く。）が行う事業又は市町村が実施主体として認めた保育所を経営する者が行う事業に対して市町村が助成する事業（基本改善事業及び環境改善事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。))をいう。）

- (10) 保育所等の事故防止の取組強化事業（「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に定める「保育所等の事故防止の取組強化事業実施要綱」により、市町村（京都市を除く。）が行う事業をいう。）
- (11) 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業（「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添2に定める「保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業実施要綱」により、市町村（京都市を除く。）が行う事業をいう。）
- (12) 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）（「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）の実施について」（平成30年2月22日子発0222第1号）の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）実施要綱」により、保育所等の運営主体等が行う事業に対して市町村が補助する事業をいう。）
- (13) 保育所等における遊具からの落下事故防止対策事業（「保育所等における遊具からの落下事故防止対策事業の実施について」（平成30年9月3日30こ第680号の1）の別紙に定める「保育所等における遊具からの落下事故防止対策事業実施要綱」により、保育所等の運営主体等が行う事業に対して市町村が補助する事業をいう。）

（補助金の額）

第3条 補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、種目ごと（保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、都市部における保育所等への賃借料支援事業、認可化移行調査費等支援事業、認可化移行移転費等支援事業、医療的ケア児保育支援モデル事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等における遊具からの落下事故防止対策事業については施設ごと）に、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、基準額の合計、対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の概算払）

第4条 知事は、事業実施上必要と認めるときは、当該年度の補助金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 別表第1欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 規則第19条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とすること。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を京都府に返納させることがあること。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならないこと。また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を京都府に返納しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならないこと。
- (10) 市町村は、第2条（7）及び（8）の事業における補助金を民間団体に交付する場合において、京都府からの概算払により補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく民間団体に交付しなければならないこと。
- (11) 市町村は、第2条（7）及び（8）の事業における補助金を民間団体に交付する場合においては、以下の条件を付さなければならないこと。

ア（1）～（8）までに掲げる条件

この場合において、「知事」とあるのは「市町村長」と、「京都府」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。また、（5）の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

ウ 知事が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ知事の承認

を受けなければならない。

(12) (11) により付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。

(交付申請)

第6条 規則第5条に規定する申請書は別紙様式1によるものとし、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続きに従い、知事が別に定める日までにを行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は別紙様式2によるものとし、翌年度の4月10日(第5条(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日)までに知事に提出するものとする。

(その他)

第9条 特別の事情により、第3条、第6条、第7条及び前条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育体制強化事業	1 か所当たり月額 90,000 円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	3 / 4
保育補助者雇上強化事業	1. 定員が 121 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 2,215,000 円 2. 定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 4,430,000 円	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	7 / 8
都市部における保育所等への賃借料支援事業	1 施設当たり年額 22,000,000 円	都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施するために必要な賃借料	1 / 2
認可化移行調査費等支援事業	1. 認可化移行可能性調査支援 1 か所当たり 542,000 円 2. 認可化移行助言指導支援 1 施設当たり 484,000 円	認可化移行調査費等支援事業を実施するために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	3 / 4
民有地マッチング事業	1. 民有地マッチング支援 1 自治体当たり年額 5,500,000 円 2. 整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり年額 4,500,000 円 3. コーディネーター配置支援 1 か所当たり年額 4,400,000 円	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	1 / 4
医療的ケア児保育支援モデル事業	看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1 自治体当たり 年額 7,300,000 円 看護師等を配置せず保育士等が医療的ケアを行う場合 1 自治体当たり 年額 6,700,000 円	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料等	3 / 4
認可外保育施設の衛生・安全対策事業	1 市町村当たり年額 354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金 等	2 / 3

<p>保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く）</p>	<p>(1) 基本改善事業 1事業あたり 7,200,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 障害児受け入れ促進事業、分園推進事業、病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 1事業あたり 1,029,000円</p>	<p>保育環境改善等事業を実施するために必要な改修費等</p>	<p>2/3</p>
<p>保育所等の事故防止の取組強化事業</p>	<p>1. 重大事故防止のための研修事業 研修開催経費 1回あたり 220,000円(受講者予定者20人まで) 20人を超える場合 受講予定者1人あたり6,000円追加</p> <p>2. 重大事故防止のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人あたり年額 4,064,000円</p>	<p>保育所等の事故防止の取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費等</p>	<p>3/4</p>
<p>保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業</p>	<p>1市町村当たり年額 40,000,000円</p>	<p>保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（保守料、通信運搬費、広告料、手数料）、使用料、賃借料等</p>	<p>7/8</p>

<p>保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進事業）</p>	<p>1 か所当たり 1,000,000 円</p>	<p>保育所等 ICT 化推進事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、備品購入費等</p>	<p>1 / 8</p>
<p>保育所等における遊具からの落下事故防止対策事業</p>	<p>1 か所当たり 600,000 円</p>	<p>既存遊具の設置面に対する落下事故防止対策に必要なマットの設置費等</p>	<p>1 / 2</p>

別紙

保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）実施要綱

1. 事業の目的

保育所等における業務のICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

3. 対象施設等

本事業の対象施設は、保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

4. 事業内容

本事業は、保育所等が保育士の業務負担を軽減するため、以下の①から③までに掲げる全ての機能を有するシステムを導入するために要した費用（システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む。）の一部を補助する。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

- ① 保育に関する計画・記録に関する機能
- ② 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能

5. 留意事項

- (1) 実施主体は、対象施設等から、導入を行うシステムの機能及び費用が確認できる資料を提出させるとともに、システム導入のスケジュールや保育士の業務負担を軽減するための計画、システムを販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム導入の実施計画書を提出させ、適切と認められるものを事業の対象とす

ること。

(2) 本事業による費用について、他の事業により、その費用が交付されている場合には、対象としない。

6. 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。